

収納課からのお知らせ

▼納税は便利な口座振替のご利用を〜すっかり忘れに延滞金がかかります！

市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、納期限を過ぎると延滞金が課されてしまいます。...

【申込み期日】申込みをしからおおむね1か月半以降の納期限より振替ができます。

【取扱金融機関等】埼玉りそな銀行、東京都市銀行、東和銀行、東日本銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、青梅信用金庫、西武信用金庫、多摩信用金庫、中央労働金庫、大東京信用組合、西多摩農業協同組合、東京都信用農業協同組合連合会

融機関窓口でお申し込みいただくか、所定の口座振替依頼書を〒197-8501福生市本町5福生市役所収納課へお送りください(預金通帳の届印が必要です)。

2月に行われたインターネットによる滞納市税等の差押物件の公売は、左表のとおり落札されました。売却金は、滞納となっている市税等に充てられます。

【問合せ】 収納課 ☎ 551・1578

Table with 2 columns: 差押物件, 落札価格. Includes items like シャープLEDスチ、レザー二つ折り長財布、トートバッグ.

【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の仮徴収が開始されます

国民健康保険の納税義務者や、後期高齢者医療制度加入者で特別徴収となる条件を満たしている方は、支給される年金から納めていただく特別徴収(年金からの徴収)を行っています。

また、平成26年4月から新たに特別徴収を開始される方は下表のとおりです。

- ・国民健康保険の納税義務者
⇒平成25年10月2日までに65歳になった世帯主の方で特別徴収となる条件を満たした方。対象の方には、3月中旬に通知を発送しました。

- ・後期高齢者医療制度加入者
⇒平成25年10月2日までに75歳になった方で特別徴収となる条件を満たした方。対象の方には、3月中旬に通知を発送しました。

Table showing special collection amounts for 1st to 6th periods (April to February). Includes instructions for those already receiving special collection and those starting from April.

【問合せ】 保険年金課 ☎ 551・1640、後期高齢医療係 ☎ 551・1767

▼インターネット公売結果を公表します
2月に行われたインターネットによる滞納市税等の差押物件の公売は、左表のとおり落札されました。

【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610

【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610

【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610

▼平成26年度の国民年金保険料
平成26年4月分から平成27年3月分までの国民年金保険料は、月額15,250円です。

- ▼多摩若者サポートステーション「4月実施セミナー」のご案内
▼職業適性検査(GATB)
▼保護者のための就労支援説明会

【日時】 4月12日(土)午後2時〜4時
【日時】 4月25日(金)午後1時30分〜3時

【日時】 4月8日(火)午後1時30分〜4時30分

【日時】 4月12日(土)午後2時〜4時

【日時】 4月12日(土)午後2時〜4時

【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610

警視庁「家出人・少年相談」

年間を通じ、少年の家出や非行問題、福祉犯罪の被害の悩みごとなど、面接、または電話による相談を実施しています。

- 〈面接相談〉 警視庁八王子少年センター
【場所】 八王子市南大沢1-155-4(京王相模原線「南大沢駅」下車)
【電話】 ☎ 042・679・1082(平日午前8時30分〜午後5時15分)

固定資産に関するお知らせ

課税明細書を4月1日に郵送しました

課税明細書は、1月1日現在、市内に土地や家屋を所有している方に、今年度の価格や税額等をお知らせするためのものです。

また、家屋の増築、取り壊し、用途変更(店舗から居宅など)をした場合も、翌年度から税額の計算方法が変わることがありますので、課税課資産税係へご連絡ください。

新築住宅軽減について

専用住宅、併用住宅(居住部分が全体の2分の1以上のもの)で、居住部分の面積が50㎡以上280㎡以下(共同住宅の貸家住宅では40㎡以上280㎡以下)のものについて120㎡までの固定資産税を3年間(3階建以上の中高層耐火建築物の場合5年間、長期優良住宅の場合はさらに2年間延長)2分の1に軽減する制度があります。

新築住宅の軽減期間が過ぎると税額が通常の価格に戻りますので、建築年数のご確認をお願いします。

【問合せ】 課税課資産税係 ☎ 551・1614